

公益信託 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金

平成30年度奨学生募集要項

1. 応募できる者

アジア・アフリカ諸国から埼玉県内の大学・学部留学している学部3年（平成30年4月）の大学生で、次に該当する者。

- (1) 私費留学生で留学生活上奨学金の援助を必要とする者。
- (2) 品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀な者。

2. 奨学金の額等

- (1) 奨学金の額は、月額50,000円とする。
- (2) 奨学金の給付期間は、採用年度から正規の最短修業年限の終期までとする。
(原則2年間)
- (3) 奨学金は、7月、1月の一定日に6ヶ月分を合わせて給付する。
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 採用人数

3名程度。

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を在学する大学の留学生担当部署（以下「担当部」という。）を経て、5月10日までに当基金に提出する。（必着）

- (1) 奨学生願書
- (2) 担当教官の推薦書
- (3) 前年度の学業成績証明書
- (4) 作文（A4用紙 800字程度・様式自由）

題目 『今後の学習計画と将来の展望について』

5. 選考及び決定

当基金は、上記4.により申請のあった者につき当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を決定し、担当部を経て本人に通知する。

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、担当部を経て単位取得年度記入の学業成績証明書を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は担当部を経て、直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故、又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学、転学部、転学科又は退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所、又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき

8. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することがある。

9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績、又は素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 埼玉県外の大学に転学したとき。
- (7) 虚偽の申請をしたとき。
- (8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があった場合は、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

11. 関係書類の郵送先及び照会先

＜公益信託 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金事務局＞

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部

公益信託課 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学基金担当

TEL 0120-622-372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX 03-6214-6253

E-MAIL : koueki_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入下さい)